

I C T活用工事（港湾浚渫）実施要領

第1条 I C T活用工事（港湾浚渫）

1-1 定義

I C T活用工事（港湾浚渫）とは、1-2に示すI C T活用を推進する工種において、1-3に示す施工プロセスの全ての段階でI C T技術を全面的に活用する工事である。

1-2 I C T活用を推進する工種

工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル4）とする。

- ・ポンプ浚渫
- ・グラブ浚渫
- ・硬土盤浚渫
- ・砕岩浚渫
- ・バックホウ浚渫

1-3 施工プロセスの各段階

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ I C Tを活用した施工
- ④ 3次元出来形測量
- ⑤ 3次元データの納品

1-4 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的な内容については、次の1)～5)によるものとする。

1) 3次元起工測量

受注者は、本工事の起工測量（水深測量）において、「マルチビームを用いた深淺測量マニュアル（浚渫工編）（令和5年4月改定版）－国土交通省港湾局－」に基づいて行うものとする。

2) 3次元数量計算

設計図書を用いて、3次元設計データの作成を行い、このデータと、1)により得られた3次元データを用いて数量計算を行うものとする。なお、数量計算は、「3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編）（令和4年4月改定版）－国土交通省港湾局－」に基づいて行うものとする。

3) I C Tを活用した施工

1)により得られた3次元データを用いて、I C Tを活用した施工を行うものとする。

- ①グラブバケットの平面位置と目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。
- ②カッターヘッドの平面位置と目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。
- ③バックホウのバケットの平面位置と目標浚渫位置・深度をリアルタイムで可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。

※①、②、③を工種において選択する。

4) 3次元出来形測量

受注者は、浚渫工が完了した後、マルチビームを用いた水深測量（出来形測量）を行い、出来形管理を行う。なお、出来形管理については、「3次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）（令和5年4月改定版）－国土交通省港湾局－」及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書－国土交通省港湾局－」に準ずるものとする。

5) 3次元データの納品

4)により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

第2条 ICT活用工事の実施方法

2-1 対象工事

ICT活用工事（港湾浚渫）の対象は、第1条1-2に示すICT活用を推進する工種を含む全ての工事とする。

2-2 発注方式

受注者希望型

受注者は、対象工事でICT活用工事（港湾浚渫）を行う希望がある場合、契約後、発注者へ協議書、ICT活用工事（港湾浚渫）実施計画書（別添）等を提出し、協議が整った場合にICT活用工事（港湾浚渫）として実施することができる。

2-3 工事費の積算について

発注者は、従来施工での設計・積算を行い発注し、契約後の協議において、受注者の希望によりICT活用工事（港湾浚渫）を実施する場合、「ICT活用工事積算要領（浚渫工編）（令和5年4月改定版）－国土交通省港湾局－」に基づく積算により設計変更を行うものとする。

第3条 工事成績評定における措置

ICT施工を実施した場合、創意工夫における【施工】「ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」において評価するものとする。（0.8点）

受注者の責により、「ICT活用工事（港湾浚渫）実施計画書（別添）」に記載の施工プロセスが計画のとおりを実施されなかった場合、加点及び減点は行わない。

第4条 ICT活用工事の導入における留意点

4-1 監督・検査の対応と要領等の周知

ICT活用工事（港湾浚渫）の実施にあたっては、国土交通省港湾局の要領等に則り、監督・検査を実施するものとする。なお、要領、基準類の改定や新たに定められた場合は、監督員と協議の上、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従手法との二重管理を求めない。ただし、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除く。

4-2 設計データの3次元化のための費用負担と3次元設計データの取扱い

ICT活用工事（港湾浚渫）を実施するためには個々の技術に適合した3次元データが必要である。当面の間、2次元の設計ストックを受注者が3次元に変換して活用する。この設計データの3次元化にかかる費用は、発注者が受注者に見積り提出を求め設計変更するものとする。

なお、受注者は、作成した3次元設計データを用いて設計図書の照査を行うものとする。

4-3 現場見学会・講習会の実施

受注者は、ICT活用工事（港湾浚渫）の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を実施する場合は協力すること。

4-4 調査等

発注者がICT活用工事（港湾浚渫）について、調査を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。この場合において、調査内容、時期等については、その都度、受注者に指示するものとする。

4-5 証明書の発行

ICT活用工事（港湾浚渫）を実施した受注者にICT活用証明書を発行する。

附則

策定・令和 5年 6月 30日 適用・令和 5年 7月 1日